

参加費無料

第11回 労働者・労働組合のための

労働法セミナー

主催：神奈川労働弁護団・労働相談ネットワーク

テーマ：懲戒

- 懲戒の基本的ルール（手続ルールを含む）
- 兼業・副業と懲戒処分
- 懲戒解雇と退職金不支給

ご好評をいただいております「労働法セミナー」の第11回目を開催いたします。

今回は、「懲戒」と題して、「懲戒」ルールの基本と労働者が使用者から懲戒処分を受けそうなとき・受けたなときの対応について取り上げます。

労働者が悪くないのに懲戒処分をすることはもちろん違法ですが、労働者に問題がある場合でも、無制限に懲戒処分が許されるわけではありません。裁判例も踏まえつつ、内容・手続両面から対応を検討することが重要です。

第10回目に引き続き労働相談ネットワークと共に開催します。各職場や労働組合活動で役に立つ内容ですので、是非多くの皆さまのご参加をお待ちしております。



弁護士 山本 有紀
(湘南合同法律事務所)

弁護士 大崎 茉耶
(横浜法律事務所)

日 時 2026年3月23日(月) 18:00 ~ 19:30

会 場 神奈川県立かながわ労働プラザ(エルプラザ) 4階第3会議室
(横浜市中区寿町1-4、JR石川町駅徒歩3分、地下鉄関内駅・伊勢佐木長者町駅徒歩12分)
※対面のみでの開催です。オンライン参加はできません。

参加資格 労働者・労働組合関係の方ならどなたでも(使用者側の方はご参加いただけません)

費 用 無料です。

参加申込みは専用フォームからお願いします！

申込方法

右のQRコードからご登録をお願いします。

*神奈川労働弁護団ウェブサイトからも登録可能です。

<https://kanagawa-rb.org/>



お問い合わせ

045-222-4401 (神奈川総合法律事務所)

神奈川労働弁護団事務局長 弁護士 西川治 あて